

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
休日の
翌日)

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

目 次

公布された規則のあらまし

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 手数料の金額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改正後
1 機械器具交換認定書交付手数料	一万七千円	二万円
2 狂犬病予防注射済票交付手数料	四百六十円	四百八十円
3 犬の鑑札の再交付手数料	八百円	八百四十円
4 狂犬病予防注射済票再交付手数料	二百五十円	二百九十円
5 一般・畜場設置許可申請手数料	一万五千円	一万八千円
6 簡易と畜場設置許可申請手数料	七千六百円	八千八百円

7 病院開設許可手数料	二万九千円	三万三千円
8 診療所開設許可手数料	一万二千元	一万五千元
9 助産所開設許可手数料	八千円	九千円
10 病院検査手数料	三万円	三万六千元
11 診療所検査手数料	一万五千元	一万八千元
12 助産所検査手数料	一万二千元	一万四千元
13 老人保健施設開設許可手数料	四万五千元	五万二千元
14 老人保健施設変更許可手数料	二万二千元	二万六千元
15 供血あつせん業許可申請手数料	六千七百元	七千五百円
16 大麻取扱者免許申請手数料	四千七百元	五千三百円
17 大麻取扱者登録変更手数料	千九百元	二千円
18 大麻取扱者免許証再交付手数料	千九百元	二千円
19 肥料登録手数料	一万円	一万四千元
20 肥料取締法第四条第一項第三号の肥料に係るもの 同項第四号の肥料に係るもの	二万三千元	二万八千元
21 肥料登録更新手数料	二千三百円	二千八百円
家畜商免許手数料	四千七百元	五千七百元
家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が五人以上である場合	千九百元	二千円
家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が一人以上四人以下である場合	千五百円	千六百元
その他の場合	千二百円	千四百円

34	33	32	31		30	29	28		27	26	25		24	23	22
ふ化場確認申請手数料	ふ化業者登録申請手数料	標準鶏認定申請手数料 一羽につき	家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料	マイコプラズマ病	家畜移動証明書交付手数料	家畜移動証明書又は家畜移動許可書の交付手数料	と畜場直送証明書又は家畜移動許可書の交付手数料	一場所につき限度額以内において一ほう群につき	みつばちの転飼許可手数料	家畜市場登録証再交付手数料	家畜市場登録証書換え交付手数料	その他の家畜市場に係るもの	地域家畜市場に係るもの	家畜商免許証再交付手数料	家畜商免許証書換え交付手数料
五千八百円	五千八百円	三十一円	三百五十円	四十円	八百八十円	八百八十円	八百八十円	百二十円	千八百円	四千七百円	二千八百円	三万七千円	一万三千円	八百五十円	六百六十円
六千八百円	六千八百円	四十円	三百八十円	四十三円	千円	千円	千円	百三十円	二千円	五千三百円	三千二百円	三万七千円	一万五千円	千円	八百円

				49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	
				無動力漁船 一隻につき	免許漁業原簿閲覧手数料	漁場図の謄本又は抄本の交付手数料 用紙一枚につき	免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料 用紙一枚につき	五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	休業中の漁業許可申請手数料	漁業権移転認可申請手数料	定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	漁業権分割変更免許申請手数料	漁業権共有認可申請手数料	漁業権免許申請手数料	登録証の再交付手数料	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録証の書換え交付手数料	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録証の再交付手数料	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録手数料
				三千四百円	二百円	三百五十円	三百五十円	千七百円	二千円	二千円	千円	千円	二千円	二千六百円	二千六百円	千五百円	八百十円	二千四百円	
				四千円	二百一十円	四百一十円	四百一十円	二千円	二千四百円	二千三百円	千円	千三百円	三千円	三千円	千七百円	千二百円	二千四百円	二千四百円	

総トン数二十トン以上百トン未満の動力漁船 一隻につき 五千四百円
 総トン数百トン以上の動力漁船 一隻につき 五千七百円
 総トン数二十トン未満の動力漁船 一隻につき 五千九百円
 総トン数百トン以上の動力漁船 一隻につき 六千三百円
 総トン数百トン以上の動力漁船 一隻につき 六千七百円

を「八百四十円」に改め、同表第七十四号中「二百五十円」を「二百九十円」に改め、同表第七十五号中「一万五千元」を「一万八千元」に改め、同表第七十六号中「七千六百元」を「八千八百円」に改め、同表第八十五号中「二万九千元」を「三万三千元」に改め、同表第八十六号中「一万二千元」を「一万五千元」に改め、同表第八十七号中「八千元」を「九千五百円」に改め、同表第八十八号中「三万千元」を「三万六千元」に改め、同表第八十九号中「一万五千元」を「一万八千元」に改め、同表第九十号中「一万二千元」を「一万四千元」に改め、同表第九十号の二中「四万五千元」を「五万二千元」に改め、同表第九十号の三中「二万二千元」を「二万六千元」に改め、同表第九十三号の四中「六千七百元」を「七千五百円」に改め、同表第九十三号の五中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表第九十三号の六及び第九十三号の七中「千九百元」を「二千百元」に改め、同表第九十五号中「一万千元」を「一万四千元」に、「二万三千元」を「二万八千元」に改め、同表第九十六号中「二千三百円」を「二千八百円」に、「四千七百元」を「五千七百元」に改め、同表第九十七号中「従事者」を「従業者」に、「千九百元」を「二千百元」に、「千五百円」を「千六百元」に、「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第九十七号の二中「六百六十円」を「八百円」に改め、同表第九十八号中「八百五十円」を「千円」に改め、同表第九十九号中「にあつては」を削り、「一万三千元」を「一万五千元」に、「三万二千元」を「三万七千元」に改め、同表第一百四十号中「二千八百円」を「三千二百円」に改め、同表第一百四十一号中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表第一百四十二号中「千八百円」を「二千円」に、「百二十円」を「百三十円」に改め、同表第一百四十三号及び第一百四十四号中「八百八十円」を「千

円」に改め、同表第一百四十七号中「二百二十円」を「二百四十円」に、「千二百円」を「千二百円」に、「四十円」を「四十三円」に、「五十五円」を「六十円」に改め、同表第一百四十八号中「三百五十円」を「三百八十円」に改め、同表第一百四十九号中「三十一円」を「四十円」に改め、同表第一百五十号及び第一百五十一号中「五千八百円」を「六千八百円」に改め、同表第一百六十三号の二中「二千百元」を「二千四百円」に改め、同表第一百六十三号の三中「八百十円」を「千二百円」に改め、同表第一百六十三号の四中「千五百円」を「千七百元」に改め、同表第一百六十七号及び第一百六十八号中「二千六百元」を「三千円」に改め、同表第一百七十号中「二千百元」を「二千三百円」に改め、同表第一百七十一号及び第一百七十二号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第一百七十三号中「二千百元」を「二千三百円」に改め、同表第一百七十四号中「二千百元」を「二千四百円」に改め、同表第一百七十五号中「千七百元」を「二千円」に改め、同表第一百七十六号及び第一百七十七号中「三百五十円」を「四百二十円」に改め、同表第一百七十八号中「二百円」を「二百二十円」に改め、同表第一百七十八号の三中「三千四百円」を「四千四百円」に、「五千元」を「五千九百元」に、「五千四百円」を「六千三百円」に、「五千七百元」を「六千七百元」に改め、同表第一百七十八号の四中「千七百元」を「千九百元」に改め、同表第一百七十八号の五中「二千五百円」を「二千九百元」に改め、同表第一百七十八号の六中「千七百元」を「二千二百円」に、「二千五百円」を「二千九百元」に、「二千七百円」を「三千二百円」に、「二千九百元」を「三千四百円」に改め、同表第一百七十八号の七中「二百円」を「三百円」に改め、同表第一百七十九号中「二万七千元」を「三万千元」に、「五千五百円」を「六千二百円」に改め、同表第一百七十九号の二中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一

一万六千円」を「一万九千円」に改め、同表第八十号中「一万七千円」を「二万円」に、「二千七百元」を「三千百元」に改め、同表第八十一号から第八十三号までの規定中「二千七百元」を「三千百元」に改め、同表第八十四号中「七千二百円」を「八千三百円」に改め、同表第八十五号中「六百五十円」を「七百三十円」に改め、同表第八十六号中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万六千元」を「一万九千元」に改め、同表第八十八号中「二万三千元」を「二万七千元」に改め、同表第九十四号中「二万円」を「二万五千元」に改め、同表第九十五号中「六千百元」を「七千円」に、「一万五千元」を「一万七千元」に、「三万円」を「三万五千元」に、「六万千元」を「七万円」に、「九万千元」を「十万円」に、「十二万円」を「十四万円」に、「十五万円」を「十七万円」に、「二十一万円」を「二十四万円」に、「十四万円」を「十六万円」に、「十八万円」を「二十一万円」に、「二十七万円」を「三十一万円」に、「三十六万円」を「四十一万円」に、「四十六万円」を「五十三万円」に、「六十二万円」を「七十一万円」に改め、同表第九十六号中「六十二万円」を「七十一万円」に、「七千五百円」を「八千六百元」に改め、同表第九十七号中「三万三千元」を「三万七千元」に改め、同表第九十八号中「一万九千円」を「二万円」に改め、同表第九十九号中「五千円」を「五千七百元」に、「一万三千元」を「一万五千元」に、「二万八千円」を「三万二千元」に、「五万円」を「五万七千元」に、「七万円」を「八万円」に改め、同表第九十九号の二中「四千八百円」を「六千五百円」に、「八千五百円」を「九千八百円」に改め、同表第二百号中「千二百円」を「千四百円」に、「一万二千元」を「一万四千元」に改め、同表第二百一号中「三百四十円」を「三百八十円」に改め、同表第二百一十号中「

九万千元」を「十万円」に、「十四万円」を「十六万円」に、「十八万円」を「二十一万円」に、「二十七万円」を「三十一万円」に、「三十六万円」を「四十一万円」に、「四十六万円」を「五十三万円」に、「六十二万円」を「七十一万円」に改め、同表第二百三号及び第二百三号の二中「四千五百円」を「五千二百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「九千円」を「一万円」に、「二万五千元」を「二万九千元」に、「三万千元」を「三万五千元」に、「四万千元」を「四万七千元」に改め、同表第二百八号中「三万四千元」を「三万九千元」に改め、同表第二百九号中「三万千元」を「三万六千元」に改め、同表第二百十号及び第二百一十号中「三万七千元」を「四万二千元」に改める。

附 則

この規則は、平成三年二月二十五日から施行する。ただし、別表第三百十五号、第三百十六号、第三百十七号、第三百十八号、第三百十七号から第三百七十八号まで及び第九十四号の改正規定は、同年四月一日から施行する。